

証券コード 3482  
2021年3月4日

株 主 各 位

東京都中央区銀座一丁目10番6号  
ロードスターキャピタル株式会社  
代表取締役社長 岩 野 達 志

### 第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月24日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 2021年3月25日(木曜日)午前10時   |
| 2. 場 所          | 東京都中央区銀座一丁目10番6号<br>銀座ファーストビル 2階<br>ロードスターキャピタル株式会社内 セミナールーム<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)                                 |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第9期(2020年1月1日から2020年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第9期(2020年1月1日から2020年12月31日まで)計算書類報告の件 |
| 決議事項            |  |
| 第1号議案           | 剰余金処分の件  |
| 第2号議案           | 定款一部変更の件   |
| 第3号議案           | 取締役5名選任の件  |

以 上

当日ご出席の際は、体調にご留意ください。また同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://loadstarcapital.com>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

( 2020年 1月 1日から  
2020年12月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

2020年におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、消費減退、企業活動の停滞により落ち込みを見せており、短期的な経済の見通しは不透明であります。また、海外においては国内以上に新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっており、世界的な景気後退の動向を注視する必要があります。

当社グループが属する不動産及び不動産金融業界、特にB to Bのオフィス不動産マーケットにおきましては、新型コロナウイルス感染症が不動産の評価に与える影響は限定的との見方もありますが、不動産関連取引は例年に比べやや停滞しております。一方、日本銀行の金融緩和政策が継続し、金融機関の融資姿勢に大きな変化は見られないこと、世界的に見れば東京の不動産マーケットは安定していることから、新型コロナウイルス感染症の沈静化に伴い東京のオフィス不動産マーケットも回復するものと考えられます。三鬼商事(株)の最新オフィスビル市況(2020年12月時点)によれば、都心5区(千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区)の既存オフィスビルの空室率は4.49%と、新型コロナウイルス感染症の影響が出てきているものの、坪当たり平均賃料については21,999円と前年同月比0.93%の上昇となっております。

こうした環境の中、当社グループでは、コーポレートファンディング事業において、当社保有物件の売却を年間計画どおりに進めました。また、コロナ禍でありながら当社の強みである仕入力を最大限に発揮し、創業以来最大となる物件仕入を当第2四半期連結会計期間に実現し、同期以降の収益基盤を確保いたしました。

不動産特化型クラウドファンディング事業におきましては、新型コロナウイルス感染症による経済見通しの不透明感から不動産取引がやや停滞していたこと、同感染症に伴う政府主導の緊急融資制度の影響により、上半期は貸付型案件の需要が落ち込みましたが、下半期は資金需要も戻り、案件組成も順調に進捗しました。なお、同事業に対する個人投資家の投資意欲は依然

高いままであります。また、貸付型クラウドファンディング(ソーシャルレンディング)業界において、2019年、金融庁が法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)において、ソーシャルレンディング事業における貸付先の匿名化・複数化を解除するための条件を認め、それに伴い自主規制団体である第二種金融商品取引業協会が当該条件を実施するための詳細なルールを発表しました。当社貸付型クラウドファンディングサービスであるOwnersBook(オーナーズブック)におきましても、貸付先情報の透明化により、個人投資家の需要は今後も強く着実に成長していくものと予想され、当社の発展に貢献することが期待されます。

アセットマネジメント事業におきましては、新型コロナウイルス感染症による入管規制など、外国人投資家がわが国に入国できないなどの事情もあり、新規案件の受託はありませんでした。

これらの活動の結果、売上高16,979百万円(前連結会計年度比12.3%増)、営業利益4,484百万円(同22.7%増)、経常利益4,168百万円(同27.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益2,700百万円(同30.0%増)となりました。

また、2020年3月31日開催の株主総会において資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行などを総合的に勘案して自己株式の取得を決議し、自己株式510万株(約25億円)を取得いたしました。

主要なサービス別の概況は以下のとおりであります。なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておらず、サービス別に区分して記載しております。

a. コーポレートファンディング事業

イ. 不動産投資事業

7物件を売却した結果、不動産投資売上は14,571百万円(前連結会計年度比12.8%増)となりました。

ロ. 不動産賃貸事業

7物件を売却しましたが、新たに11物件を取得した結果、不動産賃貸売上は1,993百万円(同41.5%増)となりました。

b. クラウドファンディング事業

貸付型において、21件、4,377百万円の融資を実行しました。その結果、営業貸付金残高は5,642百万円(前連結会計年度末比7.9%減)となり、クラウドファンディング事業の売上は343百万円(前連結会計年度比9.2%減)となりました。

c. アセットマネジメント事業

既存の受託資産残高(AUM)10,980百万円により、アセットマネジメント事業売上は60百万円(同60.6%減)となりました。

d. その他事業

仲介手数料売上等により9百万円となりました。

事業別売上高

事業区分	第8期 (2019年12月期) (前連結会計年度)		第9期 (2020年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比 増減	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
コーポレートファンディング (不動産投資)事業	12,919	85.5	14,571	85.8	1,652	12.8
コーポレートファンディング (不動産賃貸)事業	1,408	9.3	1,993	11.7	585	41.5
クラウドファンディング事業	378	2.5	343	2.0	△34	△9.2
アセットマネジメント事業	153	1.0	60	0.4	△93	△60.6
その他の事業	256	1.7	9	0.1	△246	△96.2
合計	15,116	100.0	16,979	100.0	1,863	12.3

② 資金調達の状況

当社は、コーポレートファンディング事業の拡大による安定した収益の確保と保有資産の着実な成長による事業の安定化を図るために、市場環境に応じて効率的な財務戦略を立案し実行しております。当連結会計年度においては、物件の購入に充てるために16,555百万円の借入を行っております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2017年12月期)	第 7 期 (2018年12月期)	第 8 期 (2019年12月期)	第 9 期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
売 上 高 (百万円)	8,794	9,670	15,116	16,979
経 常 利 益 (百万円)	1,189	2,117	3,272	4,168
親会社株主に 帰属する (百万円)	794	1,359	2,077	2,700
当期純利益				
1株当たり 当期純利益 (円)	44.33	64.93	97.42	152.48
総 資 産 (百万円)	21,979	33,028	44,337	51,156
純 資 産 (百万円)	4,557	5,880	7,821	7,721
1株当たり 純資産額 (円)	218.08	277.03	364.69	469.92

(注)2017年11月15日開催の取締役会決議により2017年12月15日付で株式1株につき2株の株式分割、2018年10月30日開催の取締役会決議により2018年11月30日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、2017年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2017年12月期)	第 7 期 (2018年12月期)	第 8 期 (2019年12月期)	第 9 期 (当事業年度) (2020年12月期)
売 上 高 (百万円)	8,729	9,456	14,747	16,644
経 常 利 益 (百万円)	1,081	1,851	2,874	3,836
当期純利益 (百万円)	767	1,300	1,989	2,649
1株当たり 当期純利益 (円)	42.86	62.10	93.33	149.59
総 資 産 (百万円)	19,743	27,485	37,986	44,665
純 資 産 (百万円)	4,527	5,792	7,645	7,494
1株当たり 純資産額 (円)	216.67	272.85	356.48	456.04

(注)2017年11月15日開催の取締役会決議により2017年12月15日付で株式1株につき2株の株式分割、2018年10月30日開催の取締役会決議により2018年11月30日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、2017年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ロードスターファンディング株式会社	25百万円	100.0%	貸金業

(4) 対処すべき課題

当社グループが現在対処すべき課題は、以下のとおりであります。

① 経営基盤となるコーポレートファンディング事業の持続的な成長

a. 安定的な経営基盤の確立

当社は、不動産賃貸から得られる利益で会社固定費を賄うべく保有不動産残高を増加させることにより、安定的な経営基盤の確立を目指しております。また、新規取得と合わせて適度に物件を入れ替えることで、投資ノウハウを社内に蓄積し、案件ごとの利益率の向上を図るとともに、事業成長促進を意識した投資ポートフォリオの運用を行ってまいります。現在の物件取得環境は、例年に比べると難しい判断を迫られる状況ではありますが、当社の強みである不動産の目利き力と独自のネットワーク、スピーディーな意思決定により当社の基準に合致する物件を取得し、かつ物件規模を徐々に大きくしていく方針であります。

b. 仕入体制の強化・維持

当社の主な投資領域である東京23区に限られた範囲であることから、他社との競争の中でいかに早く情報収集を行い、スピーディーに対応できるかが重要と考えております。当社には、過去に数十から数百の物件の取得・管理・売却の経験を有するメンバーが在籍しており、デューデリジェンスから取得の意思決定までを迅速に行うことで対応しており、また、引き続き、優秀な人材の獲得や業務にかかる知識と経験、投資ノウハウの蓄積等によって、仕入体制の強化に努めてまいります。

c. 付加価値の向上

不動産市場においては、適切な管理運営がなされていないために割安となっている物件があります。当社ではそうした物件を取得し、物件そのものの価値を高めるための改修工事、適切なリーシング(空室のある物件に対してテナントを誘致することや周辺賃料に比した適正賃料への契約改定)を行うことによる稼働率及び収益率の向上、及び管理コストの低減等に努めることで、物件の付加価値を高めてまいります。

② 不動産投資市場の個人投資家への開放を目的とした事業

当社グループは、「不動産とテクノロジーの融合が未来のマーケットを切り開く」というミッションを掲げ、不動産投資市場をITの力で個人投資家に開放していくことに取り組んでおり、具体的には、クラウドファンディングサービスを提供しております。

現在の不動産投資市場において、個人投資家の主な投資選択肢としては、J-REIT若しくは不動産への直接投資が挙げられますが、それぞれ投資資金や利回りに一長一短があります。当社グループはこの問題を解決するため貸付型クラウドファンディング商品及びエクイティ型クラウドファンディング商品を提供しております。

クラウドファンディング事業の対処すべき課題としては、案件組成数の増加、及び投資家会員数と投資金額の拡大が挙げられます。これらの課題を解決するため、営業人員を増加するとともにSFA(セールス・フォース・オートメーション)等の導入といったDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進し、案件獲得の増加を図っており、また、投資資金の増加を目論み、エンジニアの採用を強化し、システムの増強、サイトリニューアル等を通じUI/UX(ユーザーインターフェース/ユーザーエクスペリエンス)の向上に努めております。さらに、メディアへの露出やセミナーの実施を通じて、クラウドファンディング市場と当社のクラウドファンディング事業のプラットフォームである『OwnersBook』の認知度の向上に力を入れております。

③ アセットマネジメント事業の強化

日本の不動産に興味を持っている海外投資家が多数いるものの、海外向けに不動産情報の提供サービスを行っているのは主に大手不動産会社であり、各社の窓口も比較的少ないことから需要に供給が追いついていない

状況であります。当社は、海外の投資ファンドや外資系アセットマネジメント会社に勤務経験を有するメンバーを多数擁しており、海外投資家への不動産関連サービスに強みがあるため、今後も引き続き海外投資家や、海外投資家とのネットワークを多く抱える会社を取引先として、収益獲得を目指してまいります。

④ 人材の確保・育成について

当社グループの持続的な発展のためには、優秀な人材の確保が必要です。このため、優秀な人材の採用を強化することはもちろんのこと、優秀な人材の流出を防ぐために、風通しの良い社風の醸成、より個人が成長できる職場環境の提供等に努めてまいります。

⑤ 内部管理体制の強化について

当社グループは、これからも急速な事業成長を見込んでおり、求められる機能も拡大しております。今後も、各部門でコア人材となりうる高い専門性や豊富な経験を有している人材の採用活動を継続するとともに、さらなる内部管理体制の強化を図ることで、コーポレートガバナンスの充実により一層努めてまいります。

⑥ 新型コロナウイルス感染症による影響について

新型コロナウイルス感染症の流行が今後継続することにより、世界経済又は日本経済が大幅に景気後退する可能性があります。当社グループは、資金の借入期間の長期化を図っており、日頃より現預金と保有不動産ポートフォリオの適切なマネジメントを行っております。また、同感染症の流行により、当社主力市場である東京における働き方の変革がオフィス需要の構造的な変化を引き起こす可能性があり、引き続きマーケットの状況を注視してまいります。



(5) 主要な事業内容(2020年12月31日現在)

事業区分	事業内容
コーポレートファンディング事業	東京23区を中心とした中規模オフィスビル等の不動産売買、賃貸、管理
クラウドファンディング事業	クラウドファンディングを通じた一般投資家からの出資の募集、出資された金銭による不動産を取得する特別目的会社への出資、または不動産を担保とした法人への貸付、及びその管理
アセットマネジメント事業	機関投資家を対象とした投資用不動産の取得・保有時の管理・売却に至るまでの戦略策定に関するアドバイス及び投資用不動産の運用
その他事業	不動産仲介及びコンサルティング等

(6) 主要な営業所(2020年12月31日現在)

① 当社

本	社	東京都中央区
---	---	--------

② 子会社

ロードスターファンディング 株 式 会 社	東京都中央区
--------------------------	--------

(7) 使用人の状況(2020年12月31日現在)

企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比	平均年齢	平均勤続年数
59(6)名	2(△1)名増	40.8歳	2.4年

(注) 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況(2020年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	8,239百万円
株式会社三井住友銀行	7,084
朝日信用金庫	5,190
西武信用金庫	3,800
株式会社三菱UFJ銀行	3,166

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況(2020年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 21,444,000株
- ③ 株主数 4,348名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
岩 野 達 志	3,360千株	20.5%
RENREN LIANHE HOLDINGS	2,540	15.5
森 田 泰 弘	1,502	9.1
藤 岡 義 久	1,456	8.8
キャピタルジェネレーション 株 式 会 社	1,100	6.7
佐 藤 由 紀 子	559	3.4
株式会社ライブスター証券	514	3.1
久 保 直 之	280	1.7
成 田 洋	248	1.5
南 原 貴 裕	222	1.3

- (注) 1. 当社は自己株式を5,072,130株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) その他株式に関する重要な事項

2020年3月31日開催の株主総会において資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行などを総合的に勘案して自己株式の取得を決議し、自己株式5,100,000株を取得しております。

(3) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称	第2回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日	2016年12月27日	2018年3月9日
新株予約権の数	2個	64個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 8,000株 (新株予約権1個につき4,000株)	普通株式 128,000株 (新株予約権1個につき2,000株)
新株予約権の払込金額	-	新株予約権1個当たり 7,831円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 1,852,000円 (1株当たり463円)	新株予約権1個当たり 2,456,000円 (1株当たり1,228円)
権利行使期間	2018年12月28日から 2026年12月27日まで	2021年 4月 1日から 2025年 3月31日まで
行使の条件	(注)1	(注)2
役員 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 1名
		新株予約権の数 64個 目的となる株式数 128,000株 保有者数 3名

新株予約権の名称	第5回新株予約権	
発行決議日	2020年5月15日	
新株予約権の数	170個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 170,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 2,170円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 604,000円 (1株当たり604円)	
権利行使期間	2023年5月16日から 2030年5月15日まで	
行使の条件	(注)3	
役員 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 160個 目的となる株式数 160,000株 保有者数 4名
	監査役	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名

(注)1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の役職員及び業務委託先(但し、当社取締役会の決議にて認められた委託先に限る。)その他これに準ずる地位(以下、「権利行使資格」という。)を保有していることといたします。ただし、任期満了による退任、定年退職、又はその他権利行使資格を喪失した場合で当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。
- (2) 新株予約権者が、当会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、若しくは就任することを承諾した場合又は当会社の事業と直接的若しくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権者は新株予約権を行使することはできません。
- (3) 新株予約権者に法令又は当会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使することはできません。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできません。
- (5) 新株予約権の1個を分割して行使することはできません。
- (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによります。
- (7) 2017年11月15日開催の取締役会決議により、2017年12月15日付で普通株式1株につき2株の株式分割、2018年10月30日開催の取締役会決議により、2018年11月30日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
- (8) 本新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(注)2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2018年12月期乃至2022年12月期のいずれかの事業年度において、有価証券報告書における連結損益計算書上の売上高が15,000百万円を超過し、かつ営業利益が2,700百万円を超過した場合に限り、割り当てられた本新株予約権を行使することができるものといたします。
- (2) 上記(1)の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高・営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものといたします。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。

- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。
- (7) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによります。
- (8) 2018年10月30日開催の取締役会決議により、2018年11月30日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
- (9) 本新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(注)3 新株予約権の行使の条件

- (1) 行使期間の初日から末日までのある暦月において、各取引日における東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日を除く。）が一度でも当該時点における本新株予約権の行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は、当該時点において残存する本新株予約権の全てを行使期間の末日までに行使しなければならないものとします。ただし、次に掲げる場合はこの限りではありません。
  - (イ) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (ロ) 当社が法令や東京証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (ハ) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (二) その他、当社が新株予約権者の信頼を害すると客観的に認められる行為を行った場合
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要します。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。
- (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

新株予約権の名称	第6回新株予約権									
発行決議日	2020年5月15日									
新株予約権の数	448個									
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 448,000株 (新株予約権1個につき1,000株)									
新株予約権の払込金額	-									
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 604,000円 (1株当たり604円)									
権利行使期間	2023年5月16日から 2030年5月15日まで									
行使の条件	(注)									
使用人等への交付状況	<table border="1"> <tr> <td>当社使用人</td> <td>新株予約権の数</td> <td>448個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>目的となる株式数</td> <td>448,000株</td> </tr> <tr> <td></td> <td>交付者数</td> <td>50名</td> </tr> </table>	当社使用人	新株予約権の数	448個		目的となる株式数	448,000株		交付者数	50名
当社使用人	新株予約権の数	448個								
	目的となる株式数	448,000株								
	交付者数	50名								

(注) 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任及び定年退職によりいずれの地位にも該当しなくなった場合については、その地位に該当しなくなった時点から2年を経過した日または行使期間の末日のいずれか早く到来する日において、新株予約権者は、未行使の本新株予約権全部を放棄するものとします。また、その他の理由に基づき当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員でなくなった場合について、新株予約権を行使する権利を保持することに正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、その死亡時において新株予約権者本人が行使しうる株式数を上限として新株予約権者死亡後6か月以内(ただし、行使期間の末日までとする。)に限りこれを行使することができます。共同相続の場合は、共同相続人全員の協議によって定める代表者1名によって、その死亡時において新株予約権者本人が行使しうる株式数を上限として新株予約権者死亡後6か月以内(ただし、行使期間の末日までとする。)においてこれを行使することができるものとします。なお、その相続人が死亡した場合、本新株予約権の再度の相続はできないものとします。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。

- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。
- (5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによります。

#### (4) 会社役員 の 状況

##### ① 取締役及び監査役の状況(2020年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩野達志	ロードスターファンディング(株) 代表取締役社長 ロードスターインベストメンツ(株)取締役
取締役	貝塚浩康	当社運用本部長 ロードスターインベストメンツ(株) 代表取締役社長 Beizhong&Company(株)代表取締役
取締役	久保直之	当社営業本部長 ロードスターファンディング(株)取締役 ソラリオ(株)代表取締役
取締役	成田洋	当社管理本部長 ロードスターインベストメンツ(株)取締役
取締役	和波英雄	
取締役	大西純	大西東京法律不動産鑑定事務所所長
常勤監査役	田中宏	ロードスターインベストメンツ(株)監査役
監査役	有泉毅	
監査役	上埜喜章	(株)ビザスク社外監査役

- (注)1. 取締役和波英雄氏及び取締役大西純氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役有泉毅氏及び監査役上埜喜章氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役上埜喜章氏は、公認会計士試験に合格し、監査法人及び金融機関に勤務しておりましたため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 当社は、取締役和波英雄氏、取締役大西純氏、監査役有泉毅氏及び監査役上埜喜章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役和波英雄氏、社外取締役大西純氏、社外監査役有泉毅氏及び社外監査役上埜喜章氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、年額報酬の2年分の合計金額又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。



③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取 （う ち 社 外 取 締 役）	6名 (2)	117百万円 (8)
監 （う ち 社 外 監 査 役）	3 (2)	16 (5)
合 （う ち 社 外 役 員）	9 (4)	134 (14)

(注)1. 取締役の報酬限度額は、2019年3月28日開催の第7回定時株主総会において、金銭報酬として年額100百万円に前事業年度における連結税金等調整前当期純利益の5パーセント相当額を加算した金額(うち社外取締役分20百万円以内)の範囲内と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、2017年6月15日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の兼職状況

区 分	氏 名	兼 務 先 及 び 兼 職 内 容	兼 務 先 と 当 社 と の 関 係
取締役	大 西 純	大西東京法律不動産鑑定事務所所長	特別の関係はありません。
監査役	上 埜 喜 章	㈱ビザスク社外監査役	特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役	和 波 英 雄	当事業年度開催の取締役会には、23回中23回出席し、主に国税庁で培った会計と税務の知見から、適宜発言を行っております。
取締役	大 西 純	当事業年度開催の取締役会には、23回中23回出席し、弁護士及び不動産鑑定士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監査役	有 泉 毅	当事業年度開催の取締役会23回中23回、監査役会14回中14回出席し、長年のビジネス経験及び会社経営経験の観点から、適宜発言を行っております。
監査役	上 埜 喜 章	当事業年度開催の取締役会23回中23回、監査役会14回中14回出席し、監査法人及び金融機関で培った経験から、適宜発言を行っております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	21

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、当該方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。当該方針の内容は以下のとおりであります。

##### a 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行にかかる情報は、社内規程の定めその他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築しております。
- ロ. 保管・管理されている情報は、取締役及び監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持しております。

##### b 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する体制は、社内外の情報が集まる取締役会において、リスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行います。また、必要に応じて各部署の担当者を取締役会に出席させ、リスクの識別と評価に関して報告を実施いたします。

##### c 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月1回の定時取締役会の開催その他、必要に応じて随時臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行っております。
- ロ. 業務執行に関しては、社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行っております。

##### d 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社においては取締役の職務執行を監督する取締役会及び監査する権限を持つ監査役会を設置し、社外役員(社外取締役又は社外監査役)を選任することにより、取締役の職務の執行について厳正な監視を行い、取締役の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合することを確保しております。
- ロ. 内部監査室を設置し、当社及び子会社も含めた当社グループ全体に対して法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行っております。

e 当社の子会社の取締役、従業員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の子会社の取締役として当社の取締役を兼任させることで職務執行の状況について随時把握するとともに、当社の取締役会で子会社の職務執行の状況について当該取締役が報告を行っております。

f 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役会又は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助する使用人として、必要な人員を配置します。

g 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとします。

h 監査役を補助する使用人に対する監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役に移譲されるものとし、代表取締役の指揮命令は受けないものとしております。

ロ. 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。

i 当社グループにおいて、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 監査役及び社外監査役は、取締役会に出席して重要事項等の報告を受けております。

ロ. 当社グループにおいて、役員及び使用人は会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに当社の監査役に報告するものとしております。

j 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 当社は、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利益な取り扱いを行ってはならないものとしております。

ロ. 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。

k 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ. 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有しております。

ロ. 監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、当社より速やかに支払うものとしております。

l 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、取締役会での業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図るものとしております。

ロ. 監査役は定期的に会計監査人、内部監査室と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとしております。

m 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては外部弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応しております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について内部監査室を中心に継続的に監査を実施しており、代表取締役にその内容を報告しております。また、監査の結果判明した問題点については、是正措置を講じ、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

なお、当社の取締役会は、取締役6名で構成されており、その取締役会には取締役及び監査役が出席して、各取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

議場において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各監査役についても同様に経営の監査を行っております。

#### 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら、配当性向15%を目安として、配当による株主への利益還元を安定的かつ継続的に実施する方針であります。

内部留保につきましては、クラウドファンディング事業の拡大のためのマーケティング費用、コーポレートファンディング事業における投資資金、人材採用および管理システムの強化など経営基盤の強化・拡充に役立てることとし、将来における株主の利益確保のために備えてまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当制度を採用しており、中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

## 連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	50,898	流動負債	5,286
現金及び預金	7,331	短期借入金	149
営業貸付金	5,642	1年内返済予定の 長期借入金	1,498
販売用不動産	37,373	未払法人税等	860
その他	551	預り金	1,941
固定資産	258	その他	835
有形固定資産	50	固定負債	38,148
建物	44	長期借入金	30,271
工具、器具及び備品	5	匿名組合出資預り金	6,260
その他	0	その他	1,616
無形固定資産	6	負債合計	43,434
ソフトウェア	6	(純資産の部)	
投資その他の資産	201	株主資本	7,693
投資有価証券	45	資本金	1,402
繰延税金資産	95	資本剰余金	1,392
その他	60	利益剰余金	7,414
資産合計	51,156	自己株式	△2,515
		新株予約権	27
		純資産合計	7,721
		負債純資産合計	51,156

## 連結損益計算書

( 2020年 1月 1日から  
2020年12月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		16,979
売上原価		11,346
売上総利益		5,632
販売費及び一般管理費		1,148
営業利益		4,484
営業外収益		
受取配当金	0	
匿名組合投資利益	0	
還付加算金	0	
受取保険金	11	
修繕積立金戻入益	54	
その他	2	70
営業外費用		
支払利息	273	
デリバティブ評価損	26	
支払手数料	66	
その他	18	385
経常利益		4,168
匿名組合損益分配前		4,168
税金等調整前当期純利益		253
税金等調整前当期純利益		3,914
法人税、住民税及び事業税	1,235	
法人税等調整額	△21	1,214
当期純利益		2,700
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		2,700



## 連結株主資本等変動計算書

( 2020年 1月 1日から  
2020年12月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本計 合
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当連結会計年度期首残高	1,402	1,392	5,025	△0	7,820
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当	—	—	△310	—	△310
自己株式の取得	—	—	—	△2,529	△2,529
自己株式の処分	—	—	△0	13	12
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	2,700	—	2,700
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当連結会計年度 変動額合計	—	—	2,388	△2,515	△126
当連結会計年度末残高	1,402	1,392	7,414	△2,515	7,693

	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	1	7,821
当連結会計年度変動額		
剰余金の配当	—	△310
自己株式の取得	—	△2,529
自己株式の処分	—	12
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	2,700
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	26	26
当連結会計年度 変動額合計	26	△99
当連結会計年度末残高	27	7,721

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 ロードスターファンディング株式会社

##### ② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

###### その他有価証券

時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方式によっております。

###### ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

###### ハ. たな卸資産

###### 販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。なお、賃貸中の販売用不動産については有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は4年から8年であります。

###### ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、当社の資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入しております。

繰延資産の処理方法

株式交付費・・・支出時に全額費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「受取保険金」は0百万円であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

販売用不動産 36,627百万円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 1,498百万円

長期借入金 29,971百万円

計 31,469百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 24百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 21,444,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効発生日
2020年 3月31日 定時株主総会	普通株式	310百万円	14.5円	2019年 12月31日	2020年 3月31日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効発生日
2021年 3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	401百万円	24.5円	2020年 12月31日	2021年 3月26日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 116,000株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については、銀行等の金融機関からの借入により資金を調達しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である営業貸付金は顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建債権については、為替変動リスクに晒されております。

投資有価証券は非上場株式及び匿名組合出資金であるため市場価格変動リスクはありませんが、発行体の信用リスクに晒されております。

匿名組合出資預り金及び預り金の一部はクラウドファンディング事業において投資家が出資した金銭等であり、流動性リスクに晒されております。

借入金は、主に不動産投資物件の取得のための調達を目的としたものであり、最終返済期日は、決算日後で最長46年後であります。借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、顧客ごとの期日管理、残高管理及び担保となる不動産に根抵当権を設定することによりリスク低減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握することにより管理しております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

ハ. 金融負債に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

借入金については担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。匿名組合出資預り金については匿名組合契約に基づき資金繰計画を作成・更新するとともに、分別管理や手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

また、預り金のうち投資家が出資した金銭については、分別管理や手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動価格を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差 額
現金及び預金	7,331百万円	7,331百万円	－百万円
営業貸付金	5,642	5,641	△0
預り金	(1,941)	(1,941)	－
長期借入金(*2)	(31,769)	(31,769)	△0
デリバティブ取引	(△94)	(△94)	－

(\*1) 負債に計上されている項目及び純額で債務となった項目(「デリバティブ取引」)については、( )で表示しております。

(※) 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金と長期借入金の合計額を記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

営業貸付金

当社では、営業貸付金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

預り金

預り金のうち、投資家が出資した金銭については、投資家からの要求により随時投資家への返金が可能であり、その支払額は帳簿価額と一致していることから、当該帳簿価額によっております。その他の預り金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
金利関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	契約額	契約額等のうち1年超	時価
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	6,293	6,278	△94

(注) 時価の算定方法：取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品  
(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額 (2020年12月31日)
投資有価証券(非上場株式等)	45
匿名組合出資預り金	6,260

(注) 投資有価証券及び匿名組合出資預り金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	469円92銭
(2) 1株当たり当期純利益	152円48銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	44,353	流動負債	5,283
現金及び預金	6,327	短期借入金	149
販売用不動産	37,373	1年内返済予定の 長期借入金	1,498
前払費用	43	未払金	46
前渡金	445	未払費用	86
1年内回収予定の 関係社長期貸付金	100	未払法人税等	857
その他	63	前受金	212
固定資産	312	預り金	1,941
有形固定資産	50	その他	491
建物	44	固定負債	31,888
工具、器具及び備品	5	長期借入金	30,271
その他	0	その他	1,616
無形固定資産	6	負債合計	37,171
ソフトウェア	6	(純資産の部)	
投資その他の資産	255	株主資本	7,466
投資有価証券	45	資本金	1,402
関係会社株式	55	資本剰余金	1,392
繰延税金資産	95	資本準備金	1,392
出資金	10	利益剰余金	7,187
その他	49	その他利益剰余金	7,187
資産合計	44,665	繰越利益剰余金	7,187
		自己株式	△2,515
		新株予約権	27
		純資産合計	7,494
		負債純資産合計	44,665



## 損 益 計 算 書

( 2020年 1月 1日から  
2020年12月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		16,644
売 上 原 価		11,346
売 上 総 利 益		5,297
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,147
営 業 利 益		4,150
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	0	
匿 名 組 合 投 資 利 益	0	
還 付 加 算 金	0	
受 取 保 険 金	11	
修 繕 積 立 金 戻 入 益	54	
そ の 他	3	71
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	292	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	26	
支 払 手 数 料	66	
そ の 他	0	385
経 常 利 益		3,836
税 引 前 当 期 純 利 益		3,836
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,210	
法 人 税 等 調 整 額	△23	1,186
当 期 純 利 益		2,649

## 株主資本等変動計算書

( 2020年 1月 1日から  
2020年12月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計		
当 期 首 残 高	1,402	1,392	1,392	4,849	4,849	△0	7,644
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△310	△310	—	△310
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△2,529	△2,529
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	△0	△0	13	12
当 期 純 利 益	—	—	—	2,649	2,649	—	2,649
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	2,337	2,337	△2,515	△178
当 期 末 残 高	1,402	1,392	1,392	7,187	7,187	△2,515	7,466

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	1	7,645
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当	—	△310
自 己 株 式 の 取 得	—	△2,529
自 己 株 式 の 処 分	—	12
当 期 純 利 益	—	2,649
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	26	26
当 期 変 動 額 合 計	26	△151
当 期 末 残 高	27	7,494

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② その他有価証券

時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方式によっております。

#### (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

##### デリバティブ

時価法を採用しております。

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### 販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。なお、賃貸中の販売用不動産については有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は4年から8年であります。

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

#### (5) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(6) その他計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、当社の資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入しております。

② 繰延資産の処理方法

株式交付費・・・支出時に全額費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 貸借対照表

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「長期前払費用」(当事業年度は、2百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「1年内返済予定の関係会社長期借入金」(当事業年度は、0百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(2) 損益計算書

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「受取保険金」は0百万円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

販売用不動産 36,640百万円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 1,498百万円

長期借入金 29,971百万円

その他 0百万円

---

計 31,470百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 24百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分したものを除く)

短期金銭債権 1百万円

短期金銭債務 0百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引以外の取引高	19百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	5,072,130株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	
未払事業税	47百万円
未払金	2百万円
支払手数料	39百万円
減価償却超過額	3百万円
資産除去債務	2百万円
繰延税金資産合計	95百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等)	Renren Lianhe Holdings	(被所有) 直接 15.5%	—	自己株式の 取得	2,529	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

自己株式の取得は、2020年3月31日開催の株主総会決議に基づき、Renren Lianhe Holdingsが保有する当社株式のうち5,100,000株を1株当たり496円で取得したものです。

3. 前事業年度末日におけるRenren Lianhe Holdingsの当社の議決権の所有割合は35.6%でしたが、本件自己株式の取得等により、当事業年度末日における議決権の所有割合は15.5%となっております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ロードスター ファンディング 株式会社	所有 直接 100.0%	資金貸借取引 役員の兼任	資金の借入 (注)3	—	その他	0
				資金の貸付	—	1年内回収 予定の 関係会社 長期貸付金	100
				利息の受取	1	その他	1
				利息の支払	18	未払費用	0

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
一般の取引条件と同等に決定しております。
3. 借入に際しては、当社が保有する販売用不動産を担保として提供しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	456円04銭
(2) 1株当たり当期純利益	149円59銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年2月9日

ロードスターキャピタル株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤井 淳一 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 竹田 裕 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ロードスターキャピタル株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ロードスターキャピタル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年2月9日

ロードスターキャピタル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤井 淳一 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 竹田 裕 ㊟  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ロードスターキャピタル株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び内部監査室その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月15日

ロードスターキャピタル株式会社 監査役会

常勤監査役 田 中 宏 ㊟

社外監査役 有 泉 毅 ㊟

社外監査役 上 埜 喜 章 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第9期の期末配当をいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金24円50銭といたしたく存じます。  
なお、この場合の配当総額は401,110,815円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年3月26日といたしたく存じます。
- ④ 配当支払開始日  
2021年3月26日といたしたく存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社グループの事業内容の多角化、新規事業への進出に備えるため、現行定款に新たな事業目的を追加するものであります。また、取締役会の監督及び実効性の向上、及びコーポレートガバナンス体制の強化を目的として、これまで取締役の員数の上限を7名としておりましたが、3名以上とし、今後の増員に対応するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
1. (条文省略)	(1) (条文省略)
2. (同上)	(2) (同上)
3. (同上)	(3) (同上)
4. (同上)	(4) (同上)
5. (同上)	(5) (同上)
6. (同上)	(6) (同上)
7. (同上)	(7) (同上)
8. (同上)	(8) (同上)
9. (同上)	(9) (同上)
10. (同上)	(10) (同上)
11. (同上)	(11) (同上)
12. (同上)	(12) (同上)
13. (同上)	(13) (同上)
14. (同上)	(14) (同上)
15. (同上)	(15) (同上)
(新設)	(16) 金融商品仲介業
(新設)	(17) 金融サービス仲介業
16. 前各号に付帯するその他一切の業務	(18) 前各号に付帯するその他一切の業務
2. 当社は、前項に定めるところに加え、前項各号の事業を営む会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。	2. (現行どおり)
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第19条 当社の取締役は、 <u>7名以内</u> とする。	第19条 当社の取締役は、 <u>3名以上</u> とする。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、第2号議案定款一部変更の件が原案通り承認可決されることを条件に、経営体制の強化を図るため2名を増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	再任 久保直之 (1973年5月15日)	1996年 4月 農林中央金庫入社 1999年11月 ㈱日本不動産研究所入社 2014年 2月 当社入社 2017年 1月 当社執行役員営業部長就任 2018年 5月 ソラリオ㈱設立 代表取締役就任(現任) 2019年 3月 当社取締役就任 2019年 7月 当社取締役営業本部長就任(現任) 2020年 1月 ロードスターファンディング㈱取締役 就任(現任)  (重要な兼職の状況) ロードスターファンディング㈱ 取締役 ソラリオ㈱ 代表取締役	280,900株
2	再任 成田洋 (1983年9月2日)	2006年 4月 ファイナンシャル・セキュリティ・ア シユアランス・インク入社 2009年 9月 タッチストーン・キャピタル・マネー ジメント㈱入社 2014年 7月 当社入社 2017年 1月 当社執行役員運用部長就任 2019年 3月 当社取締役就任 2019年 7月 当社取締役管理本部長就任(現任) 2019年 8月 ロードスターインベストメンツ㈱取締 役就任(現任)  (重要な兼職の状況) ロードスターインベストメンツ㈱ 取締役	248,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	新任 かわ ばた たく や 川 畑 拓 也 (1983年4月8日)	2007年12月 新日本有限責任監査法人入社 2016年 9月 当社入社 2019年 1月 当社執行役員最高財務責任者兼財務経 理部長就任(現任) 2019年10月 リバーフィールド㈱設立 代表取締役 就任(現任) (重要な兼職の状況) リバーフィールド㈱ 代表取締役	-
4	再任 おお にし じゅん 大 西 純 (1973年4月28日)	1996年 4月 (株)日本不動産研究所入社 2011年 1月 あると法律経済総合事務所入所 あると不動産鑑定事務所設立 所長就任 2012年 2月 市ヶ谷駅前法律事務所入所 (あると不動産鑑定事務所を市ヶ谷駅 前不動産鑑定事務所に改称) 2013年11月 大西東京法律不動産鑑定事務所設立 所長就任(現任) (市ヶ谷駅前不動産鑑定事務所は同所 に屋号統合) 2019年 3月 当社社外取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 大西東京法律不動産鑑定事務所 所長	-
5	新任 ふな き ま ゆ み 船 木 真 由 美 (1978年8月6日)	2001年 4月 (株)メディア・バスターズ入社 2003年 4月 (株)ベクトル入社 2005年 9月 (株)ブレインズ・カンパニー入社 2008年 4月 楽天㈱入社 2014年 4月 (株)シブード入社 2015年 7月 同社取締役就任 2016年 4月 同社代表取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) (株)シブード 代表取締役	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 所有する当社の株式数は2020年12月31日現在のものです。  
3. 大西純氏及び船木真由美氏は、社外取締役候補者であります。



4. (1) 久保直之氏を取締役候補者とした理由は、次のとおりです。同氏は国内の不動産鑑定士資格の他、米国ビジネススクール留学中に英国・米国の不動産鑑定士資格も取得し、日本のみならず海外の不動産の評価にも豊富な知識と経験があります。また、当社創業初期から営業部門を統括し、当社業績に大きく貢献してまいりました。当社のさらなる発展のために、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
  - (2) 成田洋氏を取締役候補者とした理由は、次のとおりです。同氏は不動産投資に係るアセットマネジメント業務や海外機関投資家による不動産投資のサポート業務に知見があります。また当社では運用部長としてクラウドファンディング事業を統括後、管理本部長として人事・総務・法務を主管してまいりました。当社のさらなる発展のために、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
  - (3) 川畑拓也氏を取締役候補者とした理由は、次のとおりです。同氏は公認会計士として会計・財務に係る高度な知識と経験を有し、かつ、当社において財務経理業務の統括に加え、IR業務も主管して参りました。これらの経歴から当社経営体制の一層の強化・充実を図ることを期待できる人材であると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。
  - (4) 大西純氏を社外取締役候補者とした理由は、次のとおりです。同氏は弁護士資格及び不動産鑑定士資格を有し、不動産関連法務、労働法務、企業法務、不動産鑑定評価等の知識経験を有し、また、自ら法律事務所兼不動産鑑定事務所の所長を務めその経営管理経験もあります。その豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から、取締役会において公平公正に有益な発言をしております。これらのことから、取締役会の監督機能強化、及び当社の持続的な企業価値の向上に向け、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。
  - (5) 船木真由美氏を社外取締役候補者とした理由は、次のとおりです。同氏は自身の豊富な広報業務経験に加えて130社を超える企業の広報支援業務に携わっており、多様な視点並びに企業のコミュニケーションに関する専門的な知見を有しております。また、会社経営者として経営全般に関する幅広い見識も有し、社会で起きている事象に対する深い洞察力のもと、課題解決に向けた企画力、実行力にも秀でております。上記より、当社においてもステークホルダーとのコミュニケーションに関する助言や業務執行における適切な監督が期待できることから、当社グループの継続的な成長に適切な人材であると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
5. 大西純氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

6. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、大西純氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が可決された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、船木真由美氏の選任が承認された場合にも同氏とも同内容の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、年額報酬の2年分の合計金額又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額であります。
7. 当社は、大西純氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が可決された場合、当社は同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、船木真由美氏も東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本議案が可決され社外取締役に選任された場合、独立役員として届け出る予定であります。
8. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており(2021年9月更新予定)、当該保険により役員等が当社の業務に関連して生じさせてしまった法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。保険料については全額当社が負担しており、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上



## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区銀座一丁目10番6号 銀座ファーストビル 2階  
 ロードスターキャピタル株式会社内 セミナールーム  
 TEL 03-6630-6690



交通	東京メトロ有楽町線銀座一丁目駅	10番出口直結	
	東京メトロ銀座線銀座駅	A12番出口より	徒歩約5分
	東京メトロ銀座線京橋駅	2番出口より	徒歩約5分
	JR有楽町駅	京橋口より	徒歩約8分